

令和3年度第2回島根県男女共同参画審議会

日 時 令和4年2月15日(火) 13:30～14:50
場 所 ホテル白鳥 鳳凰の間
出席者 委員10名 会場現地 岡崎真由子委員、來間委員、河野委員、
森脇委員
オンライン 浅野委員、岡崎勝委員、渋川委員、鳥居委員、
藤井委員、水谷委員
(欠席：小田川委員、高橋委員、津森委員、米倉委員)
事務局 半場女性活躍推進統括監、高宮政策企画局次長、
小山女性活躍推進課長 ほか

○女性活躍推進課

ただいまから令和3年度第2回島根県男女共同参画審議会を開催いたします。

本月の進行を務めさせていただきます女性活躍推進課の太田と申します。よろしくお願いたします。座って失礼いたします。

開会に当たりまして、半場女性活躍推進統括監が御挨拶申し上げます。

○半場女性活躍推進統括監

皆さん、こんにちは。半場と申します。本日は、委員の皆様には、御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃より島根県の男女共同参画行政につきまして御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

初めに、石田委員からの改選後、前回の審議会で御欠席でした岡崎勝委員に本日御出席いただいております。また、前回の審議会の後に、安部委員から來間委員に改選が行われております。岡崎勝委員と來間委員には、後ほど御挨拶をお願いいたします。

さて、第4次島根県男女共同参画計画の策定に向けましては、これまでに3回の審議会及び書面での意見照会などを行い、策定に向けた作業を進めてまいりました。また、前回の審議会の後、島根県議会、島根県男女共同参画社会形成促進会議、しまね働く女性きらめき応援会議、各市町村、パブリックコメントなど、各方面からも御意見を伺ってまいりました。本日は、それらの内容を参考としながら、答申に向けた計画案を策定いたしましたので、この後、委員の皆様方に御説明をさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○女性活躍推進課

最初に、本日の資料について確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただいております資料ですが、次第、配席図、委員名簿、そして、資料については、資料番号のインデックスと、それを1枚めくっていただいた資料の右肩にあります実際の資料番号とが合っているか御確認ください。**資料1**から**資料7**となっております。

また、**資料2**、**資料3**、**資料4**の一部差替を本日お配りしております。オンラインの出席の方には、昨日メールをさせていただいております。郵送でももしかしたらお手元に届いているかもしれません。差替をしていただければと思います。

過不足がありましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

最初に、今回は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮して、現地とオンラインの両方を活用したハイブリッド型で開催させていただくことになりました。本日の出席者は名簿に記載しておりますが、会場にて4名、オンラインにて6名の御出席をいただいております。

先ほど統括監の挨拶にありましたが、石田委員からの改選後、前回審議会で御欠席でした岡崎勝委員が初めての御出席となります。また、安部委員から、所属団体の役員改選の関係で、令和3年12月11日までを任期とする辞職届の提出があったことから、來間利江様を委員として委嘱させていただきました。岡崎勝委員、來間委員の順で、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

では、岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎（勝）委員

益田市人権センターの岡崎です。よろしく申し上げます。

去年の4月から、館長に就任しまして、つまり、11月の第1回目のところはずいぶん出席したかったですけれども、都合がつかせんで、欠席して申し訳ありませんでした。

今日も本当は審議会、会場のほうで皆さんと御意見を交わせたらというように思っておったんですけれども、こういう状況ですので、オンラインでの参加ということをごさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○女性活躍推進課

ありがとうございます。では、次に、來間委員、お願いいたします。

○來間委員

前任の安部に代わりまして、連合島根女性委員会の委員長を仰せつかっております來間と申します。

こういった役をするのが初めてでして、不慣れなところ、皆様に御迷惑をおかけするところも多々あるかと思いますが、精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○女性活躍推進課

岡崎勝委員、來間委員、ありがとうございました。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。

本日は、小田川委員、高橋委員、津森委員、米倉委員が所用のため御欠席でございます。結果、本日の審議会は14名の委員のうち10名の御出席をいただいておりますので、島根県男女共同参画推進条例第24条で定める定足数の過半数に達しており、本日の審議会は成立しておりますことを御報告いたします。そのほか、出席者名簿に記載しております関係課の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

なお、島根県では、個人情報を取り扱う場合など特別な理由がある場合を除きまして、原則公開で行うように条例で規定しております。このことから、本会議につきましても、従来より公開とさせていただいております。あわせて、議事につきましても、後日、県のホームページに掲載することとしておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に移らせていただきます。今後の進行につきましては、条例第24条の規定により、河野会長をお願いいたします。

○河野会長

議長を務めさせていただきます島根大学の河野です。よろしくお願いいたします。
座って失礼いたします。

初めに、本日の会議は事前に資料が配付されております。

本日は、当審議会が知事に提出する答申案について、委員間で協議を行います。これまでの審議会での意見も踏まえて修正を行った第4次島根県男女共同参画計画の案が示されておりますので、事務局から説明を受けた後に、委員間で協議したいと考えております。

早速、議題を事務局から説明してください。よろしくお願いいたします。

○小山女性活躍推進課長

皆さん、こんにちは。女性活躍推進課の小山でございます。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、私のほうから、**資料2**から**資料4**を御説明したいと思います。お手元に、**資料2**から**資料4**をお願いいたします。

前回11月に御審議いただきました素案に対しまして、パブリックコメントをはじめ、各方面よりたくさんの御意見を頂戴しております。いただいた御意見と県の考え方につきましては、**資料3**にまとめておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、計画案として、**資料2**をお願いいたします。来月、知事に答申をいただく別添になります計画案でございますが、素案から何点か修正をしております。主なものを御説明させていただきます。

資料2の31ページをお願いいたします。第2章「現状と課題」で、1点、項目を追加させていただいております。31ページの下の方に、「②様々な困難を抱える女性について」でございますが、コロナの長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いてない女性がいることを踏まえ、社会との絆やつながりを回復できるよう、女性に寄り添った相談支援等が必要となっております。こちらの記載を追加させていただいております。

ほかにも、「現状と課題」にある図表などにつきましては、国勢調査の確定値、人口移動調査、在留外国人統計など、各種調査結果が更新されたことにより、データを更新しております。

続きまして、36ページをお願いいたします。第3章「計画の内容」の「4 数値目標」についてでございます。数値目標につきまして、1点追加をさせていただいております。基本目標Ⅰの数値目標7「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」を追加させていただいております。これは、県政世論調査に新たな設問を設け、経年の変化を数値で追うことにさせていただいております。

ほかにも、基本目標Ⅰの数値目標1「女性の就職相談窓口を利用した女性の就職者数」につきましては、上位の計画でございます島根創生計画に紐づくKPIでございますので、今回、数値の整合を図っております。

また、37ページになりますが、前回の審議会ですり分りにくいという御意見がございました、数値目標23番「就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合」につきましては、項目の名称について、県が実施する就業支援と言葉を補足した上で、直近値を下回る目標数値の考え方を表の下側に脚注といたしまして※7を追加させていただいております。数値の設定の考え方といたしましては、割合を算出する際に基となる数値が年度によって大きな変動があるということから、当面は、分母となる新規求職者数の人数の裾野を広げつつ、分子となる就職者数の人数を増やしてい

くということで、直近値を下回る数値を据え置くものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。第4章「具体的な取組」といたしましては、4点の取組を今回追加させていただいております。素案では、全部で164の取組を入れておりましたけれども、4つ増えまして、168の取組としております。

1点目といたしましては、5番の取組で、非正規から正規職員を目指す女性を対象にした就労体験つき講習会の実施と、就労支援情報をまとめたガイドブックの作成でございます。長引くコロナ禍の影響も踏まえまして、来年度から、女性の就業支援を強化してまいります。

次に、50ページをお願いいたします。2点目は、53番の取組で、女性の政治分野への参画の重要性や意義についての理解促進を図るためのセミナーなど、啓発の実施についてです。政治分野における男女共同参画の推進に関しましては、国のほうで法改正が昨年6月に行われており、男女を問わず、立候補や活動しやすい環境整備を促す必要性から、地方公共団体の施策が強化されております。それを受けました県の取組となります。

続きまして、62ページをお願いいたします。133番の取組を追加させていただいております。不妊治療と仕事の両立支援についてでございます。不妊治療に係る治療費は、来年度から保険適用となり、県独自の助成制度も始まります。国の調査では、仕事と治療の両立ができず離職する人が約16%いるとされております。安心して治療が受けられるよう、治療と仕事の両立支援に取り組む企業をこころカンパニーの認定の仕組みを活用して支援してまいります。

最後、4点目ですけれども、64ページをお願いいたします。先ほど「現状と課題」で御説明した様々な困難を抱える女性に対する取組といたしまして、147番の取組で、各市町村の相談窓口の周知や相談員の資質向上、関係機関との連携による行政機関の対応力の向上、こちらを入れさせていただいております。コロナの影響により困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、民間団体等の知見を活用したきめ細かい相談支援を行ってまいります。

そのほかにも、いただいた御意見の反映により、表現の修正などを行っております。素案からの修正箇所につきましては、**資料4**で一覧にしておりますので、また御確認いただければと思います。

続きまして、**資料2**の67ページをお願いいたします。ここからは、今回新たに追加しております附属資料となります。

68ページには、令和2年の10月に審議会のほうに諮問をさせていただきました諮問書を入れております。

69ページには、この後、委員間で御協議いただく答申書が入ります。以降、計画策定の経過や審議会の委員名簿、続いて、関係法令、少し飛びますけれども、87ページからは計画策定に向けて県が実施いたしました県民意識・実態調査と企業向けアンケート調査の調査結果を2つ、概要を入れさせていただいております。

最後に、105ページからでございますが、男女共同参画に関する年表をこのたび新たに入れさせていただいております。

続きまして、**資料3**をお願いいたします。**資料3**は素案に対していただいた御意見をまとめさせていただいております。御意見の総数といたしましては、29の個人または団体のほうから、48件の御意見を頂戴しております。そのうち、計画に反映させていただいた御意見が18件、今後の施策の参考とさせていただく御意見が30件

でございます。パブリックコメント以外には、県議会、男女共同参画社会形成促進会議、しまね働く女性きらめき応援会議、市町村と、幅広く意見照会をさせていただいております。

1枚めくっていただきますと、御意見の別紙となります。いただいた御意見の要旨と、それに対する県の考え方を属性別に整理をさせていただいております。

①の審議会の御意見でございます。前回の審議会の御意見につきましては、当日お答えさせていただいた部分もございますが、改めて県の考え方を記載しております。先ほど計画案の修正のところで説明をさせていただきましたが、審議会からの御意見では、1ページの1-5で政治の場に女性が少ないことで、女性の政治参画に関する御意見を、2ページの1-8で不妊治療と仕事の両立に関する御意見を、1-9と3ページの1-10番で数値目標23のひとり親の就業支援に係る数値目標の設定に関する御意見をいただき、計画の反映をしております。

4ページをお願いいたします。島根県議会からは、いずれも数値目標に関するもので、こっころカンパニーの認定促進に向けた取組の工夫や、農業協同組合の役員に占める女性の割合を数値目標に設定した考えについての御質問や御意見をいただいております。

5ページをお願いいたします。男女共同参画社会形成促進会議からは、3-1で、審議会でも御意見が多くございましたが、多様性の観点から、「男女」の文言をやめることや、計画の名称についての御意見をいただいております。

一番下の3-3と、少し飛びますが、7ページ、3-8では、男女間の賃金格差の解消が様々な格差の解消につながるという御意見がございました。

戻りまして、6ページをお願いいたします。3-4では、現状と課題で、女性の登用に関する御意見をいただき、課題が十分表現できていなかったため、追記を入れさせていただいております。また、下から2つ、3-6、3-7につきましては、放課後児童クラブの充実についての御意見をいただいております。

7ページをお願いいたします。3-11では、現状と課題のところで、PTA役員における女性の割合を会長職だけを数値として取っていることに関し、検討の御意見がございました。御意見を反映させていただき、副会長の割合を追記しております。

8ページをお願いいたします。3-15、3-16では、防災対策における男女共同参画の取組に対する御意見がございました。

少し飛びますが、11ページをお願いいたします。しまね働く女性きらめき応援会議からは、4-3で、看護協会が受託するナースセンターに関する御意見を取組に反映し、修正を行っております。

12ページをお願いいたします。市町村からは、5-1で、先ほど御説明をいたしました数値目標23番に関して御意見をいただき、反映をしております。

13ページをお願いいたします。ここからは、パブリックコメントとなります。パブリックコメントでは、6-1で、ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画ではなく、労働問題として取り扱うべきという御意見や、14ページでは、一番上の6-3から6-5までは、公的広報の手引と表現に対する規制に関する御意見がございました。

また、15ページの6-8につきましては、コロナの医療従事者をはじめ、エッセンシャルワーカーなどへの中傷に関する御意見をいただいております。

なお、パブリックコメントにつきましては、パブコメの処理要領に基づきまして、計画決定後に、改めまして県の考え方を示す予定としております。

計画案については以上となります。

続きまして、国の動向について説明をさせていただきます。お手元に資料5から資料

料7)をお願いいたします。

まず、資料5)をお願いいたします。資料5)は、令和4年1月17日の国会における岸田総理大臣の施政方針演説を抜粋したものととなります。施政方針の中で、女性に関わる事項といたしまして、大きく4点が取り上げられております。1つ目は、男女間の賃金格差の是正に向けた企業の開示ルールの見直し、2つ目といたしまして、新しい資本主義の基盤となるのは、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会であること、3つ目に、人生や家族の在り方が多様化する中、女性の経済的自立や女性への暴力の根絶に取り組むこと、4つ目は、男女が希望どおり働ける社会づくりなど、社会保障制度を支える人を増やし、持続的な社会保障制度の構築に向けて、議論を進めることとされております。

今後、毎年6月に決定します女性活躍・男女共同参画の重点方針、いわゆる女性版骨太方針ですが、こちらの2022年度版の策定に向け、議論が深められる予定でございます。

資料6)と資料7)につきましては、令和2年度第1回の審議会からお配りしておる女性活躍・男女共同参画の現状と課題、もう一つは、コロナ禍の女性への影響についての最新版の資料となります。参考資料としてつけておりますが、本日説明は省略させていただきます。

県といたしましては、新型コロナウイルス対策につきまして、医療体制の強化や感染症対策、県内経済や県民生活の回復に向けた施策に併せまして、女性を含めた県民生活の支援に引き続き取り組んでまいります。

資料に関する説明は以上となります。

○河野会長

ありがとうございました。

では、これを受けて、当審議会としての答申案について協議したいと思っております。

それでは、答申案につきましては、資料1)により、私から説明させていただきます。資料1)を御覧ください。第4次島根県男女共同参画の策定について、当審議会では、令和2年10月27日付女活第261号の諮問に応じ、第4次島根県男女共同参画の策定に関し、慎重に審議を重ねた結果、別添の(案)のとおり結論を得たので答申します。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意するよう併せて要望します。

要望事項。本計画の名称や島根県が目指す男女共同参画社会「すべての女性が自分らしくきらめく島根」については、ダイバーシティの観点から様々な意見がありました。

当審議会においては、こうした意見を踏まえた上で、現状として職業生活、その他社会生活や家庭生活において、男女間の格差や性別による固定的な役割分担などを反映した制度・慣行、女性への暴力など、いまだ大きな社会的な課題があり、その課題や取組の対象を明確にする必要があることなどを考慮し、この表記を妥当と考えます。

今後、計画の実施に当たっては、性の多様性の尊重をはじめ、コロナ禍の女性の就業や生活への影響、男女間の賃金格差などにも留意し、本答申が十分に尊重されることを希望しますということで、今回は、この要望事項を併せてつけて、知事のほうに答申したいと思っております。

それでは、答申案について意見交換をしたいと思っております。

本日が最後の審議会となります。事務局は、委員からの計画案への質問など、会議の中でできるだけ回答をいただきたいと思っております。

皆様、いかがでしょうか。オンラインで発言しにくいなどもおありかと思っておりますけれども、御意見のある委員の方、挙手をいただきましたら、マイクをオンにしてお話し

ください。どうぞよろしく申し上げます。

渋川委員、お願いします。

○渋川委員

コロナがこのように拡大してきていて、まだ先が見えないなと思っていますけれども、この様々な困難を抱える女性について、追記されたことはすごくいいなと思いました。

それに加えて、お願いとしては、やっぱり妊産婦と小さな子どもを抱える産後のお母さん、褥婦と言いますけれども、母子って言ったほうがいいのかと思うんですけど、そういう人たちが、今のところは、妊婦に関しては入院対応のようですけども、これから増えれば、もしかしたら、軽症となれば在宅だったり、特に、小さなお子さんを抱えているお母さんが陽性になったときに、子どもが陰性だったら、とてもお世話ができないという状況があります。何かそういうことを加えてほしいなというふうな気がします。

○河野会長

ありがとうございました。事務局のほう、いかがでしょうか。

○健康推進課

失礼いたします。健康推進課の安部と申します。コロナに関しては、国の母子保健の事業も少しあります。例えば、コロナで入院された妊産婦の方が退院されたら、不安を抱える妊産婦への寄り添い支援といいまして、退院された後のケアについても、県のほうでも、今、なかなか保健所、大変なところではありますが、保健所も関わりながら、いろいろ寄り添って、御支援やサポートをするものもあります。

また、市町村でも産後ケア事業というのがございます。そういったところで、支援が必要な妊産婦の方や、その方の情報を必要に応じ共有されて、支援されておられます。具体的にどういった方々に、どういった支援をしているということは個別に把握しておりませんが、市町村では、支援が必要な妊産婦の方への事業全体の中で、コロナにかかれ回復された後の方、子どもさんも含めて、いろいろケアが必要な場合についても、いろいろ情報を医療機関とも連携しながら実施していると聞いております。

○半場女性活躍推進統括監

母子の対応ですが、例えば乳児さんの入院が必要な場合であるとか、お母さんのほうの入院が必要な場合で、子どもさんが残される場合、まず、御親戚であるとか、ほかの御家族が面倒を見ることができないかということもしっかり調べまして、入院調整本部を中心に、入院の医療機関等と調整しながら、安心して療養が行えるように調整させていただいております。それはあくまでも個別ということですので、一律にこういったルールを持っているというものではございませんが、1件1件、対応しているところでございます。

○河野会長

ありがとうございます。渋川様、いかがでしょうか。

○渋川委員

そうですね。この長期化することによって、課題のこのところに、例えば長期化

によって女性がということは書いてあるのですけれども、やはり母子、小さな子どもを抱える女性、ひとり親など、そういう人たちも大丈夫というような一言言葉があると、いろんな支援をすることができると思います。

ここでは、タイトルが誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題とあります。先ほどの説明では、結局体制が共有されてないふう聞こえました。市町村が頑張っておられますが、この先コロナ感染も低年齢化しており、治療薬ができればまた変わってくるかもしれませんけれども、その辺が不安を抱えている人がいるかもしれないという気はしているので、何か書いてあると安心だなと思いました。

○河野会長

ありがとうございます。この答申案の要望事項の中にそれが入ればいいという御意見ですね。

貴重な御意見いただき、ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

浅野委員様、いかがでしょうか。

○浅野委員

全般的な答申案については賛成します。

先ほどこの説明で、この審議会とは別に、男女共同参画に関する会議について説明がありました。私はそこでどういうことが討議されているか把握していませんが、どうしても、この審議会の性格上、この答申案の表現方法とか文言についての御意見を皆さんおっしゃることが多いですけど、実際問題として、きらめき応援会議や形成促進会議で、どういうことが話し合われているのかとかということが私たちに伝わってくれば、この答申案を検討するときでも、もう少し具体的なことが言えるのではないかと思います。

この審議会のメンバーは、各業界団体の代表者や、大学教授をはじめとする有識者と言われる方々、それから、管理職あるいは役職の女性の方、たくさん出ておられるけど、そういう方たちが多いため、どうしても御意見が、いわゆる大所高所的からというようなニュアンスでの御意見が出やすい。一般的な、もう少し現場のいろんな意見がほかの会議でどの程度ディスカッションされているかということを知りたいと思いました。今回の審議会が最後ということなので、感想のようなものですけども。

それから、今、渋川さんがおっしゃっておられたコロナ関連について、私は県医師会での感染症危機管理対策の役職も兼ねていますが、毎月1回、県の感染症対策のミーティングを行ってまして、いろんな情報があります。子どもさんに関しては、島根大学の小児科が策定した入院等の基準が適用されてまして、今のところスムーズにいと聞いております。

それから、一昨日、日本医師会のほうで母子保健検討委員会という講習会がありまして、そこで、産婦人科医会の代表者の方が、周産期医療体制、供給体制ということについて御説明がありました。そこでは、今さっき言われた自宅療養が始まったときに、やはりかかりつけの産婦人科がそこで大きな役割を果たしてくるということをすごく強調されてました。私は、今、保健所から依頼された自宅療養患者、約十数名受け持っていますけど、それと同じようなことが、産婦人科の開業の先生たちにも、今のところは原則入院ということらしいですが、これからはもしそういう事態になればあるようです。今日のこの会議から少し離れますが、先ほど渋川さんがおっしゃったことに関連して申し上げます。以上です。

○河野会長

貴重な御意見いただき、ありがとうございます。

最初にお話しくださったほかの会議での様子について、少し教えていただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

○小山女性活躍推進課長

失礼いたします。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど御説明をいたしました男女共同参画社会形成促進会につきましては、昨年12月の下旬に数年ぶりに開催をさせていただきました。こちらのほうは知事が議長となる会議体でございます。男女共同参画に関する総合的な意見を調整する、御意見をお聞きする、そういった会議体となります。

数年ぶりに開催となりましたけれども、議題といたしましては、今回は、審議会のほうで御議論いただいております素案を議題とさせていただきます。その場でいただいた御意見につきましては、先ほど、資料3のほうで、属性のところで、③番のところで、形成促進会議からの御意見ということでまとめさせていただきます。こうした議論が交わされております。

続きまして、④番のしまね働く女性きらめき応援会議につきましては、主には、平成28年に、女性活躍推進法の成立とともに、その法律に基づく女性活躍の推進母体となる会議体でございます。こちらのほうは、働く女性を中心とした職業生活における女性活躍ということで会議体を設けているものでございます。こちらについては、本会議が、例年2月ぐらいに開催ということで、審議会での素案の御意見がこの会議の開催に間に合いませんでしたので、文書照会という形で計画案につきまして、文書でお送りして、意見をお聞きしております。その御意見についての意見照会については、資料3の④、11ページから、御意見をいただいているところでございます。

しまね働く女性きらめき応援会議では、女性活躍推進法ができました平成28年から約10年が推進法の時限立法となりまして、この期間で女性活躍を進めていくということが法律の趣旨でございます。そうしたことから、日本一働きやすい島根をつくるということのスローガンに、女性活躍の取組について、官民一体となって取組を進めている、そうした会議体でございます。

また、貴重な御意見いただきましたので、審議会の開催の進捗の状況のときには、ほかの会議体の会議の議論につきましても、何かの形でまとめてお示しできるように、今後検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○河野会長

ありがとうございます。

では、名簿の上から順に、岡崎勝委員様、今日御参加いただいて、いかがでしょうか。御意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

○岡崎（勝）委員

私のほうから、この計画案に対して、特段意見というものはありません。答申のほうも、このような形でよろしいかなというように思っております。

ただ、防災の関係で、益田市のほうもいろいろと今後、女性に関するところですね、強化していかなければいけないと考えていますが、そういうところもしっかりと入っているのを確認しましたので、安心して一緒にやっていければなというように思います。以上です。

○河野会長

ありがとうございます。それでは、岡崎真由子委員様、いかがでしょうか。

○岡崎（真）委員

具体的な内容については、これまでの審議を踏まえても言うことはないかなと思うのですが、1点、分からないといえますか、答申の要望事項ですけれども、たしか、この審議会の中で、女性がきらめく島根という表現について、かなり議論があったと思います。それを踏まえて、こういう要望事項になったのかなというように理解しています。まず、それはそうなんでしょうかということと、そうだとすると、この要望事項だと、いろんな意見があったけれども、当審議会では、これはいろんな、これまでの経過などから表記は妥当と考える。けれども、やっぱりこういう意見があったから、もうちょっと考えてねっていうような書き方になるなら何かすごくしっくりきます。そういうふうには読めないので、要望事項がちょっと私の中で、何といえますか、よく分からないといえますか。

○河野会長

本来はこのような要望事項はあまりつけないそうなんです。ですが、やはり何もなしに、これをお願いしますというのでは、皆様方からいただいた意見、私たちの気持ち伝わらないということで、例外的にこのような意見をつけて、現状ではこの表記でいくのだけれども、もう少しそこらが改善されたら、また変えていければいいというような思いを込めて要望事項をつけるということですので、何かいいものがあれば、お示しいただければと思います。

○岡崎（真）委員

今、河野先生がまとめられたとおりの表現ぶりになるともっと分かりやすいのかなと思うんですけれども。また私もちょっと考えてみます。ありがとうございます。

○河野会長

どうもありがとうございます。
來間委員様、いかがでしょうか。

○來間委員

この計画の内容はもう特に私から申し上げることはないぐらい、すごくまとまっていて、本当にこのとおりにいけばいいなと思っています。計画が立って、次の目標の数字やそれを達成するための具体的な取組も百何十個も上げていただいているんですけれども、例えば、じゃあ、女性がもっと政治に参加しやすくするために取り組みますって書いてありますが、それは若い女子学生に向けての何かをするのか、それとも何か働き盛りの女性に何かをするのか、それとも子育て中の女性に何かをするのか、何かそのターゲットなど具体的なことも、もしかしたらまだ決まってないのかもしれないんですけれども、そういったことも取組の欄に書いてもらえると、ああ、島根県はこういうふうなことに力、次は入れていくのだなというのが分かるのかなと思います。何かそういったところも、もう決まっているものとか、方向性が決まっているものについては、できるだけ具体的に書いていただくと分かりやすいのかなと思います。以上です。

○河野会長

ありがとうございます。そのことに関して、事務局のほうから御説明をお願いします。

○小山女性活躍推進課長

御意見ありがとうございました。

この計画につきましては、今後5年間で取り組む計画ということで、今回新たに政治に関する取組について入れさせていただいております。5年間で取り組むということで、今、まさに私たち、県でできる取組といたしましては、県民の皆様に対する意識啓発のようなところでございます。

本来的には、国の制度の中で、今、クォーター制とか、政党など各主体によって、それぞれの取組が今後進んでいくものと考えておりますので、そうした動きも踏まえながら、県として何ができるのかということ、啓発のところですけども、誰をターゲットにして、何を取り組むべきなのかということ、今後決めてやっていきたいと思っております。今、国の状況が動いておりますので、この5年間でその状況を踏まえまして、適切なターゲットに適切な取組を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○河野会長

來間委員様、よろしいでしょうか。

○來間委員

はい。

○河野会長

どうもありがとうございます。

それでは、鳥居委員様、何かございますでしょうか。

○鳥居委員

特に意見はありませんが、答申案のところの最後から4段目ぐらいで、今後いうところから書かれております、今後、計画の実施に当たっては、性の多様性の云々って書いてあるところが全部集約されていて、これでいいんじゃないかなと思われま。ジェンダーのことも入っていますし、コロナ禍のことも入っていますし、賃金格差のこともお願いします、希望しますということを書かれておりますので、これでいいと思います。以上です。

○河野会長

どうもありがとうございました。それでは、藤井様、いかがでしょうか。

○藤井委員

私も計画については異論はありませんし、よく議論もされたんじゃないかというように思っております。

ただ、一つだけ、少しお聞きしたいのは、計画案37ページの数値目標24で人権のことについてうたってあるんですけども、人権というのは、皆さん御存じのように、誰もが平等に人として生きていくための権利であるというように私は思っています。その数値目標24にある人権に配慮する人が増えたと思っている人の割合というのが、現状が47.3%ですか、目標値が50%と、少しどうなのかなと、低いんじゃない

かなと思いました。この目標値の設定がどのようにしてなされたのか、私は少し分からないところがあって、おそらく人権というのは非常に大きな問題なので、様々な問題の中で、その数値がなかなか上がってこないということなのかな、というように思いました。

公民館の立場からしてみますと、人権は地域課題としての非常に大きな問題でありまして、公民館としても、人権啓発推進センター等といろいろな協力しながら、様々な人権に関する問題点に取り組んできてはおりますが、まだまだ努力が足りんのかなというような思いをしながら、今後、地道に取り組んでいく必要性もあるなどいうように、この数値を見ながら、特に感じました。できることならば、この数値を上げることができるかどうか分かりませんが、数値目標値を上げながら、住民の皆さんの意識を上げる、高めていくための取組が何かなされることはないのかという思いがしました。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

○小山女性活躍推進課長

御意見ありがとうございます。先ほどの数値目標につきましては、先ほど他の指標でも御説明いたしました、島根県の行政計画の最上位の計画である島根創生計画のKPIを参考としております。島根創生計画は、令和6年までが計画の終期でございますが、そこからR8年度の数値を推計しております。したがって、島根創生計画のKPIと紐づけをしておりますKPIにつきましては、前回の審議会でも御説明をさせていただいたかと思っておりますが、中間年の令和6年度で、再度、男女共同参画計画の数値目標につきましても改めて検証させていただき、令和8年度の目標値について再設定をしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いしたいと思います。

○河野会長

藤井委員様、いかがでしょうか。事務局の御説明でよろしいでしょうか。

○藤井委員

そうですね、もう少し上げてもいいかなという思いはしますけども、やっぱり地域住民がそういう考え方を持っていくようにしていかなきゃ、なかなか難しいかなというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○河野会長

どうもありがとうございました。それでは、水谷委員様、いかがでしょうか。

○水谷委員

すみません、失礼します。前回は失礼いたしまして、申し訳ありませんでした。

その後の資料等も読ませていただいて、今回も頂いた資料、目を通させていただきました。いろいろ皆さん方から御意見いただいて、いい形のもののできたんじゃないかなというふうに思います。なかなか全ての文言を網羅するっていうことは限界があるのかなという気がいたしておりますけれども、これで形はできましたので、あとは、いかにこれを効果的に実践していくかということが、次なる新しい課題じゃないかなというふうに思っています。

また、これ以上コロナ禍の影響が出ないといいがなというふうに願っている私も一人ではありますし、また、学校教育というところに携わっておりますので、ダイバーシティの観点もありますけれど、心を育てるといえるか、今まで以上に、子どもたちの内面を何とか豊かなものにしていくようなことを、学校現場もしないといけないかなということを痛感いたしております。

また、様々な数値目標が取り上げられておりまして、ぜひそれが達成できればと願っている私も一人ではありますけれども、ただ、数値目標だけに一喜一憂せず、例えば管理職の割合等も、たとえ目標を達成したとしても、その職に就いた人がやっぱりその場で輝いて、生きがいを感じながらその職に就いているというような状況でなければ、数字だけが独り歩きして、それでいいのかっていうことにもなってしまいうんじゃないかなということも懸念もしています。皆さんの力で、少しでもこの島根県全体がいい形で男女共同参画についての意識が高められていくようなことを願っております。

簡単ですけれども、感想めいたことになりましたけれども、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございました。それでは、森脇委員様、いかがでしょうか。

○森脇委員

私のほうは、これについての意見については、とりわけありません。

ただ、一つ、男女間の賃金格差っていうのは、表現を公正な待遇に変えたほうがいいかなと思っております。というのは、男女雇用機会均等法で、男女間の差はないっていうふうにならなくて、整合性がどうかっていうのは若干疑問が生じたところではあります。以上です。

○河野会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○小山女性活躍推進課長

男女雇用機会均等法の関係でございますけれども、確かに、委員おっしゃるように、男女、性差によって賃金に差がついてはいけないということでございます。

ただ、内閣府の実態調査といたしましても、やはり職域の差であるのか、そこは分からないのですけれども、男性と女性とやはり社会構造的に賃金格差が生まれている、その実態として賃金格差があるというように、内閣府、国のほうも使っておりますし、厚生労働省の労働部局のほうでも、男女雇用機会均等法を扱う部局でも、賃金格差ということは言っております。この言葉が直ちに悪いということではないとは思いますが、そこは委員間協議で適切な言葉に変えていただいてもいいかと思っておりますので、そこは御協議いただければと思います。

○森脇委員

ありがとうございました。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

全ての委員様に御意見いただきました。一巡したところで、ほかに御意見があまり

たら、ぜひとも御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
浅野委員様、お願いします。

○浅野委員

今、賃金格差ということが出ましたけど、ちょっと私は詳しいことは分からないのでこの場で聞きさせてください。それは、いわゆる基本給だけの問題ですか、それとも、ほかの手当とか、いわゆるボーナスとか、超過勤務手当とか、そういうものを含んだ上で差があるという話ですか。賃金格差っていうのは何を基準とした比較がされているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○小山女性活躍推進課長

統計の取り方でどちらもあると思いますが、所定内労働時間の労働時間に対する給与、これは時間外とかが含まれてないものですがけれども、時間外も含めた年間所得としてのやはり賃金格差もあります。

一般的には、男女間の賃金格差と申しますと、年間所得を指していると思いますけれども、ここで、やはり女性と男性の間で格差があるというのは、一般的には女性の結婚や出産によってキャリアが途切れているのではないかということが一つ大きな原因として上げられると思います。ただ、それだけではなくて、若年の第一就職のときから、男性と女性に実は賃金差があるということが最近内閣府のほうで問題化されておりまして、そこは、やはり最初の第一の就職の職域の狭さなのか、賃金の低い職種に女性が就いている、そうしたいろいろな原因が複合的に考えられておりまして、それを今後、教育の段階から、女性が進学をするときに、少しアンコンシャスバイアスとか、そうした思い込みとか固定的な役割分担みたいのところから進路を狭めてないとか、そういったことも含めまして、内閣府のほうで様々議論がされているところでございます。

以上ですが、お答えになっておりますでしょうか。

○浅野委員

何となく分かりました。今、初めて就職するときから何となく差がついているという話聞いて、少し意外な気がしました。

今日、ここには教育の関係の方もいらっしゃるし、企業の関係の方もいらっしゃるのですが、私、最近、あるところで読んだり聞いたりした話では、要するに教育のおかげで、今、仕事に就くまではすごく意識も高まっている、女性も。それが、入社して、二、三年して、そこで挫折が来るって。要するに、「おっさんの掟」というのに、そこに阻まれてしまうということが言われていて、私は、教育は本当に効果を得ていると思うけど、就職をしてから、きちっとそういう人たちをフォローしていく体制を、やはり企業の役職者の方にもう1回勉強していただきたいなという気が、その本を読んだときには思いました。これは私たちの医師会等も含めてですけど、そういう気がしました。ですから、賃金の問題、本当に大変だと思いますけど、その辺はまた改善を要望します。以上です。

○森脇委員

発言を許してもらっていいですか。

○河野会長

どうぞ。

○森脇委員

今の格差という言葉は、多分、統計上、平均値が男性の、例えば30歳で、男性の賃金の平均値と女性の賃金の平均値がどうかという差だと思います。個別では、働き方改革が進んでおまして、公平な待遇差はあってしかるべき、不公平な待遇差は駄目だっというふうに言われております。こういう公平・公正な待遇差っていうのはあってもおかしくはないというのが格差であると言えます。賃金だけではなくて、実は待遇全体について不公平な差があってはならないというふうに言われております。同一労働同一賃金っていう言葉から出ているのは、そういうことであります。

それから、もう一つ、男女雇用機会均等法では、最初と同じ仕事で募集をするときは、同じ仕事で、同じ処遇をしなきゃいけないときに、男女間で差があるっていうのは法律で禁止されています。要は同じ仕事で、同じような業務をするっていうときは、男女間での差はないというふうに理解しておりますが。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

浅野委員様、いかがでしょうか。先ほどの森脇委員のお話を聞かれて、何か御意見とか、御質問とかございますか。

○浅野委員

いや、急なことで、ちょっと思いついたことでお聞きしましたが、私も自分なりにまた情報を収集して、勉強します。ありがとうございます。

○森脇委員

こちらも勉強させてもらいます。

○河野会長

ありがとうございます。

これの文章につきましては、また事務局のほうと協議して考えたいと思います。ほかに御意見等ございますか。

それでは、答申案及び計画案につきまして、委員様からいろいろな御意見いただきましたので、この審議会としてお認めいただけますでしょうか。

お認めいただける方は挙手をお願いいたしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○河野会長

ありがとうございます。

それでは、本日出た要望事項に関する御意見につきましては、事務局と正副会長で検討したいと思います。

今後の計画の修正と審議会の答申につきましては、会長の私と森脇副会長に一任していただきたいと考えておりますけど、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の日程等について、事務局から御説明をお願いします。

○小山女性活躍推進課長

それでは、今後の日程について御説明させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の審議会の後、3月上旬に、審議会を代表して、河野会長と森脇副会長から、知事へ答申を行っていただきます。その後、県議会へ計画案を御説明する予定でございます。計画の最終決定は3月下旬を予定しております。

スケジュールにつきましては以上でございます。

○河野会長

ありがとうございます。

今日はオンライン会議ということもありまして、予定よりも大分早く議事が進行しております。

何か、せっかくの機会ですので、今までお話しできなかったことなど、御意見等ありましたら御発言いただければと思います。いかがでしょうか。この計画だけでなく、この審議会に関して、また島根県の男女共同参画についての御意見で結構でございます。

○森脇委員

いや、ないです。

○河野会長

ありがとうございます。

それでは、2年間を通してお話しさせていただければと思います。

今回、このお忙しい中で御参加いただき、ありがとうございます。この2年間、会長という大きな職で、大変不安でいっぱいでしたけれども、皆様のお力のおかげで、何と終えることができ安堵しております。

この2年間、コロナ禍という今までにない状況の中で、この計画をつくっていくというのは、事務局のほうも本当に大変だったと思います。ですが、このコロナ禍で明らかになった女性の貧困とか、女性の暴力とか、そういった問題がこの計画案に盛り込めたというのは、一つ大きな意味があると思っております。やはりこの計画に入れるからこそ、これからの活動ができるという、県としての活動ができるということもありまして、私個人的には女性の暴力に関する民間団体などもしておりますけれども、中に文言入れていただいているので、これから、また県のほうとも協力して、いろいろな活動がしていけるのかなど、とてもありがたく思っております。

本来でありましたら、マスクを外して、委員の皆様ともっと忌憚ない意見交換ができたのではないかとと思うと、それができなかったことは非常に残念ではありますが、このような状況下で、委員の皆様にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

事務局の方々も、本当に夜遅くまで、この案をつくられて大変だったと思いますけれども、承認いただけてよかったと思います。本当にどうもお疲れさまでございました。以上です。

では、半场女性活躍推進統括監から、総括をお願いいたします。

○女性活躍推進統括監

本日は皆様、大変ありがとうございました。今日いただいた意見を十分に生かして、これからまとめてまいりたいと思います。

その中で、今日、コロナの影響につきまして、渋川委員さんからも御意見いただいたのですが、このコロナを契機に、平時から見えなかったというか、隠れていた課題が、

まさにコロナの影響で顕在化してきたということで、その課題につきましては、これからはずっと継続して対応していかなくちゃいけないことだと思っております。

この計画につきましては、あくまで孤独、孤立の顕在化というところでまとめさせていただきまして、コロナに特化したスポット的な対応ということでは具体的にここでは記載せずに、個別の対応ということで、感染症の対策とか、あと妊産婦さんの対応とか、そういったところで、まさに個別計画もございますので、そちらのほうで対応していかせていただきたいと思いますと思っております。

本日は答申につきましても御意見をいただきました。今回、初めて要望事項というのを加えまして、この間、皆さんと一緒に議論させていただいたことを忘れないで、しかも、前回の会議の場で私も発言させていただいたのですが、私自身も何か居心地の悪さというのは感じております。やはり今度、この計画を見直す5年後、そのときに、「男女」という言葉を使わないでいいような取組の到達点になっていけばいいなというふうに思っております。

今回、計画を策定させていただきまして、168の取組項目がございます。あわせて、参考指標であるとか、目指すべき目標もたくさんつけております、それを1年1年点検しながら、方向性を見直すことも必要だと思いますし、その経過の中で、ぜひ居心地の悪い表題を居心地よく変えていけたらというふうに思っております。本当に2年間にわたり、ありがとうございました。

本日が最後の会議となります。計画策定に向けて多数の御意見をいただき、心よりお礼を申し上げたいと思います。河野会長、森脇副会長には、引き続き答申に向けて調整をさせていただければと思っております。

現在の委員の皆様は5月31日までとなっていることから、皆様一堂に集まれる機会は今回が最後となります。河野会長、森脇副会長をはじめ、委員の皆様方には、2年間にわたり、大変お世話になりました。

この計画が決定した後におきましては、進捗におけるフォローアップを改選後の委員の皆様をお願いすることになります。皆様方にも引き続き男女共同参画の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。2年間、本当ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、これで議長としての務めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○女性活躍推進課

河野会長、円滑な議会運営をありがとうございました。

以上をもちまして令和3年度第2回島根県男女共同参画審議会を閉会いたします。

答申を受けて、最終決定しました計画につきましては、後日、皆様に郵送にてお送りさせていただきます。

このたびの計画策定に向けて、長期間にわたり、委員の皆様、誠にありがとうございました。

では、これで終了にしたいと思います。本当にありがとうございました。お世話になりました。